

④組合名 東京自動車労働組合

② 應援団体名 全右

五、紛議発生ノ原因

本組合ニ在リテハ十七台ノ自動車ヲ所有シ代表者 藤塚修三郎名義ヲ以テ経営セルカ内十四台ハ事實上十九名ノ各車輛主ノ経営ニシテ藤塚ハ夫レ等車輛主ニ對シ自己ノ名義ヲ假シ居リタルモノナリ

為メニ警視總監ヨリ行政処分ヲ受ケ本月十八日ヨリ向フ二十日間其ノ営業ヲ停止セラレ 従業員ハ其ノ間一時収入ノ途ヲ断レタルガ其ノ責任全然組合側ニアリトナシ停止期間中ノ日給支給以下八項目ニ亘ル 勤願書ヲ提出スルニ至リタルニ因ル

六、経過

(1) 従業員側ノ勤願提出

十月二十日午前十一時従業員代表 久恒定雄、関口栄次郎、森田三郎、森忠雄、福永勇吉

ノ五名ハ組合事務所ヲ訪問 會計主任 田中誠ハ二面會左記 勤願書ヲ手交 久恒ヨリ

「今この面ノ営業停止ハ営業者側ノ全責任デアルカラ吾々二十日間ノ休業ニ對シ 日給ヲ支給シテ貰ヒタイ 其他七項目ヲ勤願スル 何卒御容認ヲ願ヒタイ」ト述べ 田中ヨリ

「何トオ當方トシテモ諸君ニ休業ヲサセナイ様ニ努力スル萬一休業ノ止ムナキ時ハ一日ニ圓位ハ支給スル考ヘデアル 勤願書ニ對スル回答ハ明日ニ願ヒ度イ」ト述べ従業員側ハ之ヲ諒トシ正午辞去セリ

勤願書